

2015年8月通常会議 意見書案についての賛成討論

2015年9月25日

杉浦 智子

私は、

意見書（案）第22号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

意見書（案）第24号 ICTの利活用によるふるさとテレワークの推進と地域活性化を求める意見書

意見書（案）第27号 所得税法56条の廃止を求める意見書

意見書（案）第28号 川内原発の再稼働中止と高浜原発を再稼働しないことを求める意見書

意見書（案）第30号 国会決議を守り、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉からの脱退を求める意見書

について賛成討論を行います。

まず、意見書（案）第22号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書についてですが、「地方創生基本方針」は、2015年度を「地方版総合戦略」策定の年、2016年度を「具体的事業を本格的に推進する段階へ」と位置づけています。

この基本方針は今後、国が地方自治体に対してさまざまなかたちで支援するうえでの、基本的な観点となるとされています。自治体はこれらの指標を踏まえて「地方創生」の「4つの政策分野」を具体化することになります。これには、地域活性化支援、子育て支援、若者の雇用確保、観光振興、農業の六次産業化などこれまでから地方にとって必要とされてきたものが含まれ、2014年度の補正予算の新交付金も、こうしたものに活用されました。私たち日本共産党は、もともと地域の将来にとって必要とされてきた真に地方の再生に役立つ財源となり得るものについて、地方での住民要求実現のチャンスと捉えて「地方創生」関連予算を活用すべきと考えるものです。

ただし、「必要経費」として国が交付する「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円は、財源確保に消費税10%への増税を前提にしていることは、国民の負担を増やすことから問題でありません。

また、この「まち・ひと・しごと創生事業費」は、行革や取り組みの「成果」で算定するとしています。本来地方交付税制度は、地域の条件からくる格差を是正し、国民がどこに住んでいても標準的な行政サービスを受けられることを可能にするための制度です。交付税が「成果」という「成績」で加減されたら、自治体同士を競争に駆り立てる道具となりかねず、地方交付税の役割に逆行すると言わなければなりません。実際に石破地方創生大臣は「成果が出ない自治体は交付税を減らす」という趣旨の発言をしており、全国市町村会が、この7月の「平成28年度政府予算編成及び施策に関する要望」で、地方交付税の充実強化について、「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定方式へシフトすることに「条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること」と警告を寄せられたことは当然です。

「成果」による算定の撤回と、全額を「必要度」による算定に変更することを求めていくことの重要性を指摘し、国における財源の確保を求める本意見書案に賛成するものです。

次に意見書（案）第24号 ICTの利活用によるふるさとテレワークの推進と地域活性化を求め

る意見書についてです。地方に居住していても大都市と同様に働き、学び、安心して暮らせる環境を確保できるICT環境の充実は、地域活性化にもつながるものとして歓迎するものです。

しかしながら、次のような働き方の課題があることも明らかになっています。

1つは、企業などに雇用されている労働者がオフィスだけでなく、自宅でも働く在宅勤務型は、労働法が全面適用になりますが、自宅残業や持ち帰り残業につながりやすく、長時間労働の規制が課題です。労働時間管理を厳格に行い、「サービス残業」にならないように、時間外労働には割増賃金の支払いを行わせることが必要になると思います。

2つには、営業社員など、職場や自宅だけでなく移動中の乗り物や喫茶店、顧客先などで事務処理をこなすモバイルワーク型も、労働法が全面適用になります。職場外で営業活動していても、携帯電話やスマホが発達している今日では労働時間の管理はできます。長時間「ただ働き」につながりやすい「事業場外みなし労働時間制」の適用をできるだけしないようにすることが必要と考えます。たとえ「事業場外みなし労働時間制」を適用する場合でも、労働時間管理を厳格に行い、実態に見合った「みなし労働時間」を設定することが必要です。

3つに、自宅で仕事をするタイプで、企業等に雇用されるのではなく請負契約により働く在宅ワーク型は、自営業者扱いで労働法の適用がありません。そのため最低賃金の適用もありません。家内労働者には家内労働法が適用され、最低工賃の適用を受けます。しかし在宅テレワーカーが行っている「情報加工」については、最低工賃が存在しません。ですから「情報加工」についての最低工賃を設定するか、最低賃金法を適用することが検討課題になるのではないかと思います。また特定の発注者に依存していたり、発注者の指揮命令を受けて作業をしている場合は、実態として労働者になりますので労働法を適用するようにすることも必要です。

以上のように労働条件等の改善を求めていくことの重要性を指摘して、本意見書案に賛成します。

次に意見書（案）第27号 所得税法56条の廃止を求める意見書についてです。

日本経済、地域経済において、中小企業の担っている役割の大きさはみなさんご承知の通りです。なかでも家族中心で経営されている中小零細事業者の方々には、地域経済を支え、地域の安全・安心、伝統文化の継承、まちづくり、コミュニティづくりに貢献していただいています。

こうした中小事業者に対して、事業主と共に働き、営業を支える家族従業者に支払った賃金その他の対価を必要経費に参入できない所得税法56条が規定されています。これは家族経営に対する差別と偏見で、業者婦人や子どもたちの役割を否定し、その方々の地位を低下させているのです。ある業者婦人は、「私は若い頃から勤めており、お給料をもらってきました。途中で退職し、夫の事業を手伝うようになり『私の働き分は？』と戸惑いました。一人の人間としての権利もないのです。」と差別的境遇を告発されています。

所得税法第56条が必要な理由に「企業と家計とが十分に分離されていない」ことが指摘されますが、同じ個人事業であっても、青色申告を選択した場合には、所得税第57条により、特典の一つとして、給料を必要経費として認めています。この狙いは「帳簿書類を基礎とした正確な申告」の徹底でした。しかし、2014年1月より全ての事業者に記帳が義務づけられ、白色申告と青色申告の格差を設けて、差別的制約を強いる理由がなくなりました。「青色申告にすればよい」と指摘される場合が少なからずあるそうですが、青色申告は税務署長が条件付きで一部経費を認めるという「特典」で、いくつもの義務が課されるのです。あくまで税務署長裁量であり、家族一人

ひとりの働き分を認めたものとは言えません。

今こそ憲法の理念に従い、一人ひとりの人権を阻害し、差別的役割を果たしている所得税法第56条をただちに廃止することを国に求めることは重要であり、本意見書案に賛同するものです。

次に意見書（案）第28号 川内原発の再稼働中止と高浜原発を再稼働しないことを求める意見書についてです。

九州電力川内原発1号機（鹿児島県）が国内で唯一運転を再開したばかりだということに、2号機でも再稼働の準備が進み、関西電力高浜原発3号機（福井県）でも再稼働に向けた原子力規制委員会による使用前検査が始まりました。高浜原発は福井地裁が運転を差し止める仮処分決定を出しており、いままでの再稼働は不可能です。にもかかわらず原発の再稼働を急ぐ安倍晋三政権や電力会社の姿勢は異常です。重大事故を起こした東京電力福島第1原発（福島県）の現状から見ても、電力需給や廃棄物の対策から見ても、再稼働に突き進むべきではありません。

安倍政権は、原子力規制委が東電福島原発事故後、手直した規制基準に「合格」した原発は条件をつけず再稼働させる方針をとっています。

約4年半前の東日本大震災の際、巨大な地震と津波で全電源が失われ、原子炉と建屋が大きな被害を受けて放射性物質が外部に漏れ出した福島原発は、いまだに原子炉内の破損した核燃料を取り出すめどさえ立たず、原発周辺だけでなく広範な地域で住民が住めない状態が続いています。県内・県外への避難者だけでも10万人にのぼっているのに、事故を忘れたかのように原発を再稼働させるのは、被災した原発周辺の住民と原発に不安をつのらせている全国民の気持ちを逆なでするものです。

川内原発の再稼働後も、再稼働「反対」が共同通信の調査で55.3%、読売新聞の調査で58%となっているなど、国民の意思は明白です。国民の声に背を向けた再稼働強行はただちにやめるべきです。

だいたい全国の原発が1基も動いていなかったこの2年近く、夏も冬も電力は足りていたのに、原発の再稼働を急ぐ理由はありません。原発を再稼働させなければ電力不足が起き、経済が混乱するような宣伝をした安倍政権と電力会社の主張は、完全に破綻しています。

安倍政権は、2030年度には日本の電力の20%以上を原発で賄う目標を掲げ、電力会社は停止中の原発の再稼働に加え、40年間と決まっている運転期限の延長や原発の新增設を目指しています。

いったん事故を起こせば国民の生存さえ脅かす原発の運転は強行すべきではありません。再稼働ではなく、原発は停止したまま「原発ゼロ」を実現すべきです。よって本意見書案に賛成します。

次に意見書（案）第30号 国会決議を守り、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉からの脱退を求める意見書についてです。

7月28日から31日までハワイで開催されたTPP閣僚会合は、「大筋合意」というフィクションででっちあげることに失敗し、次回会合の予定を決めることもできないまま終わりました。これはTPPをめぐる矛盾がますます明瞭になってきたからです。

TPPは単なる貿易協定ではなく、アメリカのルールをアジア・太平洋地域に押しつけ、参加国の国家主権を侵害し、国民の生活を悪化させること、また知的財産権の強化により、貧しい人た

ちから医薬品を奪い、ISD（投資国対国家紛争解決）条項により参加国の環境・健康などの公共政策を破壊すること、そして競争・国有企業・政府調達条項により、各国の発展段階に則した経済政策の実行を著しく阻害することなどの矛盾は、「秘密交渉」のベールがはがされるたびに深まりこそすれ、解消されることはないと言われています。矛盾の激化は交渉参加国政府に及んで、政治決着できなかつた深刻な状況が見て取れます。

そうした下での安倍政権の交渉姿勢は、意見書案にもあるように、国会決議を全く無視して日本の農業をアメリカに売り渡すことにためらいのないものであり最悪のものでした。「重要農産物」を守り一歩も譲ろうとしなかつたカナダ政府や、「憲法と主権、中小企業・マレー人優遇など国の中核となる政策は変更しない。今回の交渉ではいかなる合意にも署名しない」として交渉に臨んだマレーシア政府と比べれば安倍政権の従属・売国ぶりは明らかです。TPP閣僚会合が事実上決裂に終わったことから、TPP交渉の情報公開を求め、日米協議で安倍政権が示した農産物の譲歩提案を撤回、その国会決議に違反した内容を明らかにしながら交渉の中止、脱退を国に強く求めるべきであると考えたもので、本意見書案に賛成するものです。

以上、5件の意見書案について、議員各位のご賛同をお願いして賛成討論いたします。